方法書の審査書(案)

NIa					
No. 事業名		(仮称)浜中風力発電事業			
事業者名		株式会社 新エネルギー技術研究所			
事業実施区域		北海道厚岸郡浜中町			
事業	事業の内容	風力発電所設置事業 ・風力発電所出力: 23,000kW ・風力発電機の台数: 2,300kW×10基 ・ブレード中心高さ: 85m ・ローター直径: 92m			
性	工事用資材の搬出入として、一般工事用資材の搬出入として、一般工事用資材の搬出入として、一般工事用資格の通勤がある。	また、建設機械の稼働として、土木基礎工事(基礎杭工事、コンクリート打設等)、電気			
地	大気質	対象事業実施区域が位置する浜中町では大気環境の常時監視は行われていない。 最も近傍の測定局は、浜中町から70km程度西方の釧路市にあり、平成18年度〜22 年度における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定結果は、各項目とも 環境基準値を満足していた。			
域 特 性	騒音•超低周波音	対象事業実施区域が位置する浜中町では騒音の測定は行われていない。最も近傍の 測定地点は、浜中町から70km程度西方の釧路市にあり、平成22年度における環境騒 音の測定結果は、昼間、夜間とも環境基準値を満足していた。自動車騒音については 国道沿いの地点で環境基準値を満足しない地点があったが、要請限度は満足してい た。その他の道道沿い、市道沿いの地点はいずれも環境基準値を満足していた。			
	振動	対象事業実施区域が位置する浜中町では振動の測定は行われていない。最も近傍の 測定地点は、浜中町から70km程度西方の釧路市にあり、平成22年度における道路交 通振動の測定結果は、昼間、夜間とも要請限度を大幅に下回っていた。			
	水質	対象事業実施区域近傍には浜中湾に注ぐ小河川が存在しているが、当該河川では水質測定は実施されていない。近傍の測定地点としては、対象事業実施区域の北側を東流する別当賀川に測定地点が2か所(いずれも根室市内)設定されている。別当賀川は河川のA類型に指定されており、2006年~2010年の生活環境項目の測定値は、大腸菌群数を除きA類型の環境基準値を満足していた。全窒素、全燐については類型指定されていないが、全窒素が0.68~0.87mg/L、全燐が0.040~0.055mg/Lの範囲であった。			

_		
	底質	対象事業実施区域の近傍においては、茶内緑地区において地下水の調査が行われているが、その他の公共用水域の水質・底質調査、地下水調査等を実施している地点はない。平成22年7月に行われた調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が6.2mg/L(地下水の水質の汚濁に係る環境基準:10mg/L)、ほう素が0.09mg/L(地下水の水質の汚濁に係る環境基準:1mg/L)検出されたが、その他の項目含め、環境基準値を超えていなかった。
	地形·地質	<地形の状況> 釧路地域は、南は太平洋に面し、北に阿寒、屈斜路、摩周の火山群、西に丘陵性の白糠山地、東は根釧台地が連続する全体的に台地性の丘陵からなる。 土地分類基本調査によれば、対象事業実施区域は全域が太平洋に面するローム台地となっている。 対象事業実施区域の北側約10kmを西から東に流れる風蓮川が、「自然性の高い連続する河川区間」となっている。その他重要な地形は存在しない。 〈地質の状況> 浜中町が位置する太平洋沿岸地区は、主に白亜紀の固結堆積物で構成され、その他に、古第三紀層、新第三紀層、未固結堆積物が分布している。白亜紀層は砂岩及び砂岩・泥岩の互層である。段丘上には段丘堆積物が、谷底平野には泥岩が分布している。 対象事業実施区域内には未固結堆積物の「礫・砂」が広く分布し、谷部には「砂岩・泥岩互層」が分布している。 対象事業実施区域及びその周辺には、学術上・希少性の観点から重要な地質は存在しない。
	動物	対象事業実施区域及びその周辺は南側に浜中湾を望む標高60m~80m程度の台地上に位置し、牧草地の他、ミズナラーカシワーコナラ群落やトドマツ植林等の樹林地が分布している。 文献調査結果、対象事業実施区域及びその周辺では哺乳類19種、鳥類280種、両生類3種、爬虫類3種、昆虫類1240種、魚類17種の生息が確認された。 注目すべき動物として哺乳類のエゾオコジョ、鳥類のオジロワシ、ハヤブサ等72種、両生類のエゾサンショウウオ、昆虫類のカラカネイトトンボ、ヒメシジミ等39種、魚類のカワヤツメ、イトウ等7種の生息が確認された。
	植物	対象事業実施区域及びその周辺は南側に浜中湾を望む標高60m~80m程度の台地上に位置している。 文献調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺では1615種の植物の生育が確認された。 また、現存植生図によればミヤコザサ群落、牧草地等の草本群落、ミズナラーカシワーコナラ群落やトドマツ植林等の樹林地の他、伐採群落等が分布している。注目すべき植物として254種が確認された。
	生態系	対象事業実施区域及びその周辺では、ヒグマ、キタキツネ等の哺乳類やオジロワシ、オオタカ、ハイタカ等の猛禽類が高次の消費者として存在するが、消費者間の関係は複雑で多重的な関係を呈している。

		対象事業実施区域及びその周辺は南側に浜中湾を望む標高60m~80m程度の台地
	景観	人に位置し、牧草地の他、ミズナラーカシワーコナラ群落やトドマツ植林等の樹林地が分布している。 対象事業実施区域は、浜中町の市街地が存在する霧多布半島と浜中湾をはさんで北東に位置するため、霧多布半島の市街地から眺望することができる。また、浜中湾沿いを走る県道142号は「なぎさのドライブウェイ」、「北太平洋シーサイドライン」とも呼ばれており、対象事業実施区域を眺望できる場所がある。 景観資源についてみると、浜中町の西側に多く分布しており、対象事業実施区域及びその周辺にはみられない。
	触れ合いの活動 の場	対象事業実施区域の周辺では、西側に「浜中町民パークゴルフ場」やキャンプ場を有する「MO-TTO かぜて」、霧多布岬には「霧多布岬キャンプ場」などがあるが、対象事業実施区域の近傍には人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。
	廃棄物等	廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、さらに一般廃棄物は、家庭系ごみと事業系ごみに分類される。一般廃棄物は、各市町村の一般廃棄物処理計画に基づき収集、運搬及び処理されている。 浜中町の平成22年度におけるごみ総排出量は2,187トン、直接焼却量は1,269トン、リサイクル率は31.6%となっている。
	その他 (教育・医療・福祉施設の配 置状況、公園指定等環境保 全地域区域指定状況、既設 風力設置状況等)	<学校、病院等の分布状況>対象事業実施区域に最も近いのは、北方向にある姉別南小・中学校であり、直近の風力発電機設置予定地点からは、約3.2kmの距離にある。その他、病院、保育所等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、対象事業実施区域周辺には存在しない。 〈住宅の配置状況> 対象事業実施区域周辺の人口、世帯数は、奔幌戸が46世帯、118人、貰人が21世帯、76人、恵茶人が、16世帯、35人、姉別市街が29世帯、70人、姉別原野が96世帯、305人である。また、風力発電機の建設予定地から最も近い住宅まで約670mの距離となっている。
環境影響評価の項目	参考項目との差異	別紙参照
調査・予測・評価の手法		方法書P.153~P.175参照
住民意見の概要及び事 業者見解・関係都道府県 知事意見		住民意見の概要及び事業者見解: 資料3-2-3参照 関係都道府県知事意見: 資料3-2-4参照
審査結	果	環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、対象事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載。

本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。

			表4-1-2 環境影響評価	の項目				
			影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物 の存在及び供用	
環境要素の図	X分		(細区分)	工事用資材等の搬出入	建設機械の稼動	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼動
OK JUZZ JK - Z III	大気環境	大気質	窒素酸化物	0	0			
			粉じん等	0	0			
環境の自然的		騒音	騒音	0				0
構成要素の良好な状態の保			低周波音					0
持を旨として		振動	振動	0				
調査、予測及 び評価される	水環境	水質	水の濁り	-1		0		
べき環境要素		底質	有害物質					
	その他の	地形及び 地質	重要な地形及び地質					
	環境	その他	風車の影					0
生物の多様性 の確保及び自 然環境の体系	動物		重要な種及び注目 すべき生息地			0	()
的保全を旨と して調査、予	植物		重要な種及び群落			0		
測及び評価されるべき環境 要素	生態系		地域を特徴づける 生態系			0)
人と自然との 豊かな触れ合 いの確保を旨 として調査、	景観		主要な眺望点及び 景観資源並びに 主要な眺望景観				Ο	
こして調査、 予測及び評価 されるべき環 境要素	/ C = 1 /// C		主要な人と自然との 触れ合い活動の場					
環境への負荷 の量の程度に より予測及び	廃棄物等		産業廃棄物			0		
評価されるべ き環境要素			残土			0		
			電波障害					

凡例: 「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成24年経済産業省令第57号 平成24年7月)に示されている影響を受けるおそれがあるものを示す。

○:環境影響評価項目として選定した項目 電波障害は、「風力発電のための環境影響評価マニュアル」(第2版)による。